

1 教育・保育施設の需給の状況

	H30計画値 (中間見直し後)		H30実績値 (4/1時点)		R1計画値 (中間見直し後)	
	量の見込み	確保方策	ニーズ量	確保方策	量の見込み	確保方策
1号認定	3,320	4,405	2,856	4,287	3,260	4,407
2号認定	12,544	14,960	12,458	14,542	12,254	14,936
3号認定 (1・2歳児)	7,463	8,398	7,442	8,241	7,339	8,415
3号認定 (0歳児)	2,130	2,236	1,096(※)	2,085	2,089	2,277

※0歳児については、途中入所が多いため、年度当初の人数は計画値を大きく下回っているが、年度末には計画値と大きな差がない状況

《評価(総括)》

・1～3号認定(H30)のニーズ量は、計画値を上回ることはなく、数値上は確保が可能となっている。

・H30.4.1時点で就学前児童の79.3%が保育所・幼稚園等の施設を利用している。入所の低年齢化が進んでいるため、年度途中の特に低年齢の入所ニーズに応えていく必要がある。

2 認定こども園の推移

類型別	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	4/1時点
幼保連携型認定こども園	9	9	15	9	15	13	15	13	15	15
幼稚園型認定こども園	11	11	14	15	14	13	14	13	14	13
保育所型認定こども園	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6
地方裁量型認定こども園	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	27	27	36	32	37	34	37	34	37	36

《評価(総括)》

・認定こども園数については、ほぼ計画通りに進んでいる。

・保護者の就労等状況によらず、また教育・保育のニーズに柔軟に対応できる認定こども園の設置を引き続き推進していく。

3 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の人材確保と資質の向上

■ 特定教育・保育施設における保育教諭・保育士・幼稚園教諭の必要数と配置数 (必要数については、計画策定時の推計値)

	H30年度必要数	H30.4.1配置数	R1年度必要数
保育教諭	71	226	69
保育士	3,393	3,335	3,335
幼稚園教諭	253	271	247
計	3,717	3,832	3,651

■ 教育センターが実施するステージ別研修の受講園の割合

	H28	H29	H30
所長・園長研修	38.5%	53.1%	60.3%
主任・教頭研修	47.2%	55.7%	62.2%
基礎研修	42.3%	44.0%	53.1%

《評価(総括)》

・人材確保については、配置数が計画策定時の必要数を上回り103.1%となっている。保育教諭は、幼保連携型認定こども園に配置される保育士と幼稚園教諭の両方の免許を有する者であるが、必要数より大幅に配置が進んでいる。

・保育者のキャリアステージ別研修への参加は進んでいる。

保育所・幼稚園等の施設の状況

		R1年度(H31.4.1)			H30年度(H30.4.1)			差	
		国公立	私立	計①	国公立	私立	計②	①-②	
(1) 保育所		129	111	240	135	111	246	▲ 6	廃止▲2 (→幼保連携型認定こども園) 休止▲4
(2) 幼稚園	施設型給付	10	20	30	12	20	32	▲ 2	廃止▲2 (→幼保連携型認定こども園)
	新制度に移行しない	1	4	5	1	4	5	0	
	計	11	24	35	13	24	37	▲ 2	
(3) 認定こども園	幼保連携型	8	7	15	6	7	13	2	新設2
	幼稚園型 ※		13	13		13	13	0	
	保育所型 ※		6	6		6	6	0	
	地方裁量型		2	2		2	2	0	
	計	8	28	36	6	28	34	2	
(4) 地域型保育事業所	小規模保育A型	1	12	13	1	8	9	4	新設4 (うち3はへき地→小規模)
	小規模保育B型		9	9		8	8	1	新設1
	小規模保育C型		1	1		1	1	0	
	事業所内保育	1	6	7	1	6	7	0	
	家庭的保育		1	1		1	1	0	
	計	2	29	31	2	24	26	5	

※保育所及び幼稚園の欄にも計上あり。

【内訳】

(1) 保育所

廃止	枝川保育園(いの町) 吾北保育園(いの町)
休止	川登保育所(四万十市) 本村保育所(四万十市) 橋上保育園(宿毛市) 沖ノ島保育園(宿毛市)

(2) 幼稚園

廃止	枝川幼稚園(いの町) 吾北幼稚園(いの町)
----	--------------------------

(3) 認定こども園

新設	幼保連携型認定こども園 えだがわ(いの町) 幼保連携型認定こども園 ごほく(いの町)
----	---

(4) 地域型保育事業所

新設	清和かじか園(高知市)
(小規模A)	高知市かがみ保育園(高知市) 高知市とさやま保育園(高知市) 高知市とさやま保育園分園 久重保育園(高知市)
新設	ひだまり園(香南市)
(小規模B)	

# 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

### 2. 子育てのための施設等利用給付の創設

#### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

##### ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

##### ②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

#### (2) 費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 令和元年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

#### (3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

## 施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)













